令和５年３月 17 日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の定点報告について
（情報提供）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記通知が大阪府より発出されましたのでお知らせいたします。

今般の大阪府通知は、①令和５年５月８日からCOVID-19の感染症法上の位置づけが５類感染症に変更されることに伴い、患者の発生動向は、感染症法第14条に基づく定点医療機関による報告をもとに把握すること、②COVID-19の定点報告については、現行のインフルエンザ定点医療機関（小児科定点又は内科定点）において実施することを知らせるものです。

現行のインフルエンザ定点医療機関（内科・小児科）宛には、大阪府より新型コロナウイルス（COVID-19）の定点報告の実施依頼（感染症法第14条に基づく）が直送されます。

現在の定点医療機関におかれましては、従前のインフルエンザに加えて、新型コロナウイルス（COVID-19）も併せてご報告いただく形となります。受診体制が整わないなどの理由により報告が困難となる場合、所管保健所（通知文書記載）への連絡が依頼されています（本年３月２７日まで）。

貴会におかれましてはご了知の程お願い申し上げます。

＜追記＞本件は、大阪府内科医会、大阪小児科医会に情報提供しておりますことを申し添えます。

【問い合わせ先】
大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課
個別事象対応グループTEL06-6944-9156（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（06-6763-7012）